

広島市総合福祉センター利用のご案内

総合福祉センターは、「福祉を目的とする市民の交流及び活動の場の提供等により市民の自主的な福祉活動及び地域における福祉活動の充実強化を支援し、もって福祉の総合的な推進を図る」ために広島市が設置した施設です。（「設置目的」：広島市総合福祉センター条例第1条）

I 使用の基準

- 1 使用の目的が、総合福祉センター設置目的に適合していること。（「目的内使用」という。）
- 2 使用の内容が目的以外であっても、使用の内容、目的が適当であると認めるとき。
（「目的外使用」という。）

II 使用の申し込み

1 申し込みの受付

ア 「目的内使用」の場合

- ・ 使用日の3か月前（前々々の同じ日）から受け付けます。

イ 「目的外使用」の場合

- ・ 使用日の1か月前（前月の同じ日）から受け付けます。

なお、申込開始日にあたる日が休館日や月末日のときは、その翌日以降の開館日となります。

2 申し込みの手順

ア 目的内使用を申し込む場合

- ① 使用日時、使用する室を確認し、「広島市総合福祉センター予約申込書」及び使用目的等を確認する「広島市総合福祉センター目的内（外）使用確認書」を提出します。
- ② 目的内使用が確認されたら、「広島市総合福祉センター使用許可申請書」を提出し、使用許可を受けます。
- ③ 以後、確認を受けた内容で使用する場合、上記①の提出は省略し、②のみ提出します。
なお、使用内容の確認で目的外となった場合は、上記①の予約申し込みは無効となります。

イ 目的外使用を申し込む場合

使用日時、使用する室を確認し、「広島市総合福祉センター使用許可申請書」の提出と同時に使用料を納付し、使用許可を受けてください。

3 申請書の記入

「広島市総合福祉センター使用許可申請書」の太線枠内の欄（使用団体の名称、代表者の氏名、団体の所在地、電話番号、申請者（記入者）の役職、氏名、住所（連絡先）、連絡できる電話番号、行事名、使用目的、使用内容、使用日時、使用予定人員（最大見込み））の記入及びチェック欄項目（□）を確認し、最後の枠を確認して記入者が署名してください。

4 利用に必要な費用

- ア 目的内使用の場合、無料で使用できます。
- イ 目的外使用の場合、使用する室、時間に応じた使用料が必要です。
- ウ 附属の設備、備品等は無料で使用できます。